

平成 22 年 1 月 28 日

各位

株式会社日本エスクロー信託

### 外国為替証拠金取引に係る顧客区分管理信託の受託について (金融商品取引業等に関する内閣府令の改正への対応)

株式会社日本エスクロー信託は、外国為替証拠金取引（以下、「FX 取引」という。）を行う事業者である株式会社 My 外貨（東京都千代田区 代表取締役 石村富隆）との間で、FX 取引に係る顧客から預託を受けた証拠金を保全するため、下記のとおり信託契約を締結いたしました。

記

#### 1. 「顧客区分管理信託」提供の背景

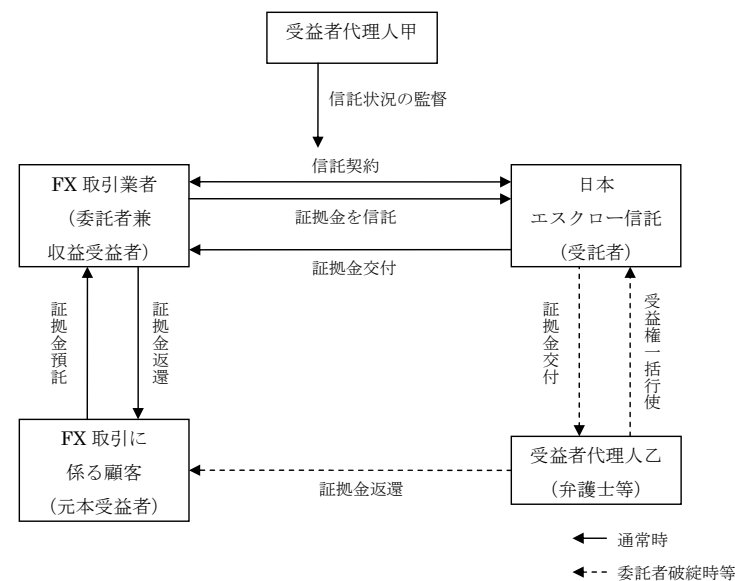
金融商品取引業等に関する内閣府令の改正に伴い、平成 22 年 2 月 1 日より、FX 取引に関して顧客から預託を受けた証拠金を信託会社又は信託業務を営む金融機関へ金銭信託することが FX 取引を行う事業者に義務付けられました。

#### 2. 本信託の概要

本信託は、FX 取引業者が顧客から預託を受けた証拠金を、金融商品取引法第 43 条の 3 第 1 項及び府令第 143 条第 1 項に基づき、顧客に返還すべき事由が発生した場合に備えて、FX 取引業者の固有財産と分別して管理することを目的とするものです。

- ◆ FX 取引業者は顧客から預託を受けた証拠金を信託します。FX 取引業者は管理必要額を毎日算定し、信託財産の元本評価額が当該必要額に満たない場合は、不足分を追加信託する必要があります。
- ◆ 信託財産の元本評価額が管理必要額を超過する場合は、その超過額の範囲内で受託者から FX 取引業者に信託財産を交付することができます。
- ◆ FX 取引業者が破産手続開始の申立てを行う等、金融商品取引業等に関する内閣府令第 143 条の 2 第 1 項第 4 号に該当することとなった場合は、弁護士等である受益者代理人乙のみが権限を行使します。
- ◆ 受益者代理人乙が顧客の受益権を一括行使した場合は、受益者代理人乙を通じて顧客に証拠金が返還されます。

### 3. スキーム図



以上

〈お問い合わせ先〉

株式会社日本エスクロー信託 営業部 TEL : 045-325-5081

ホームページ <http://www.j-escrow-trust.co.jp/>